

健康増進法改正

受動喫煙対策が義務化●マナーからルールへ



禁煙にご協力下さい

実は、たばこの有害物質は、主流煙（喫煙者が吸いこむ煙）よりも副流煙（たばこから立ち上る煙）に多く含まれます。たばこを吸わない人が健康被害にあわないよう法律が改正されました。

健康増進法で、受動喫煙を防止する取り組みがルール化され、2020年4月に全面施行となります。それに伴い、ケアハウス大地も施設内禁煙といたします。

現在タバコを吸われている方は、**2020年3月末までに**禁煙にご協力下さい。

※喫煙禁止場所で喫煙した個人に30万円以下の過料が科されることもあります。

2019年9月1日

ケアハウス大地 施設長 松永あかね

全面施行までのスケジュール

2019年		2020年	
7月	9月(ラグビーW杯)	4月	7月(東京オリパラ)
1/24	一部施行①(喫煙する際の周囲の状況への配慮義務)		
	7/1	一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関) 原則、敷地内禁煙	
		4/1	全面施行(上記以外の施設等) 原則、屋内禁煙